



島根県報

平成20年11月25日（火）

号外 第 139 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

建築士法施行細則及び島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

（建 築 住 宅 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇建築士法施行細則及び島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第78号）

1 規則の概要

(1) 建築士法等の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる規則の規定の整備

ア 建築士法施行細則

イ 島根県建築基準法施行細則

(2) その他規定の整備

2 施行期日

平成20年11月28日から施行することとした。

規 則

建築士法施行細則及び島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第78号

建築士法施行細則及び島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第1条 建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「をいう。」の次に「第8条第1項において同じ。」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第6条第2号を次のように改める。

(2) 氏名及び生年月日

第6条第4号中「又は業務停止」を「、業務停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 法第22条の2第1号から第3号までの講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

(6) 法第24条第2項の講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号
第8条第1項中「、その免許証を添え」を「その免許証を添え、失った場合にあつては戸籍の謄本又は抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書を添え」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改める。

第9条第2項中「死亡し、又は」及び「死亡又は」を削り、同条第4項中「第9条前段」を「第9条第1項」に、「によって」を「により」に改め、「場合」の次に「（第1項の規定により免許証が提出された場合を除く。）」を加える。

第10条第2項中「によって」を「により」に改める。

第11条中「第5条の2第1項から第3項まで」を「第5条の2」に改める。

第12条中「によって」を「により」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第17条第1項中「第15条の17第1項の規定に基づき」を「第15条の6第1項の規定により」に改め、同項第1号ア中「掲げる学校を」を「規定する学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて」に改め、同項第2号中「縦5.5センチメートル、横4センチメートル」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル」に改める。

第20条第1項中「第15条の17第2項に規定する」を「第15条の6第2項の」に改め、同条第2項第10号及び第11号を次のように改める。

(10) 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項の試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨の誓約書

第21条中「第15条の17第5項において準用する法第15条の4第2項」を「第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の6第2項」に改める。

第22条第1項中「第15条の17第5項において準用する法第15条の5第1項の規定により」を「第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の7第1項の」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の3第2項第4号イ又はロの規定に関する」を「第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しない旨の」に改める。

第23条中「第15条の17第5項において準用する法第15条の6第3項」を「第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条の3第3項」に改める。

第24条第1項中「第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項前段の規定により」を「第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の9第1項前段の」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の8第1項後段の規定により」を「第10条の9第1項後段の規定による」に改める。

第25条第1項中「第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項前段の規定により」を「第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の10第1項前段の」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の9第1項後段の規定により」を「第10条の10第1項後段の規定による」に改める。

第26条に次の1項を加える。

3 報告書等（第1項の報告書及び前項に規定する添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第27条中「第15条の17第5項において準用する法第15条の13第1項の規定により」を「第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の15第1項の」に改める。

第28条を次のように改める。

(公示)

第28条 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、島根県報で公示することによって行う。

第2号様式中「本 籍 地」を削る。

(島根県建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「第5条の4第2項」を「第5条の4第4項」に改める。

	「	第	」	「	第	」
		24			24	
様式第8号中	条	を	条	に改め、同様式の注2中「第24条の5」を「第24条の8」に改める。		
	の		の			
	5	」	8	」		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年11月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第2項、第3項又は第6項の規定により同法第1条の規定による改正後の建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第1号又は第2号に規定する科目を修めて卒業した者とみなされる者が第1条の規定による改正後の建築士法施行細則第17条第1項の規定により知事に提出する受験申込書に添える書類は、同項第1号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正前の島根県建築基準法施行細則様式第8号の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。